

第11章 税務協力体制

第1節 関係民間団体

1 日本税理士会連合会

(1) 組織等の状況

日本税理士会連合会（以下この節において「日税連」という。）は、原則として国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この章において「国税局（所）」という。）の管轄区域ごとに設立されている全国15の税理士会（東京国税局には三つの税理士会、名古屋国税局には二つの税理士会がある。）によって組織されている。

各税理士会は下部組織として税務署又は複数税務署単位ごとに支部を設置している。

税理士登録者数は、税理士法施行当時は4,438人であったが、平成21年3月31日には7万1,177人となっており、また、1,750の税理士法人が設立されている。

日本税理士会連合会等の組織の状況

（平成21年3月31日現在）

	支部数	署数
東京税理士会	48	48
東京地方税理士会	20	22
千葉県税理士会	14	14
関東信越税理士会	62	63
近畿税理士会	83	83
北海道税理士会	15	30
東北税理士会	50	52
名古屋税理士会	17	17
東海税理士会	31	31
北陸税理士会	15	15
中国税理士会	46	50
四国税理士会	26	26
九州北部税理士会	27	31
南九州税理士会	36	36
沖縄税理士会	6	6
日本税理士会連合会	(496)	(524)

(2) 事業活動の状況

日税連は、昭和32年2月に設立された税理士法上の法人で、税理士の使命、職責にかんがみ、税理士の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するため、次のような事務を行っているほか、小規模納税者に対する税務指導等の公益活動を行い、円滑な税務行政の執行に大きく寄与している。

- イ 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督
- ロ 税理士の登録に関する事務
- ハ 税務行政その他租税又は税理士に関する制度の調査研究及び建議
- ニ 税理士会の会員に対する研修
- ホ 税理士業務の改善進歩のための調査研究
- ヘ 税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動

2 日本税務協会

(1) 概要

財団法人日本税務協会（以下この節において「日税協」という。）は、政府の税務に関する施策の浸透を図り、税務行政に対する協力を行うとともに、納税思想の普及向上などを図ることを目的として、昭和19年4月に設立された特例民法法人である。

日税協は、従来、国税庁の委託を受け、指導員と委嘱した税理士等により、小規模納税者に対する記帳指導等を行っていたが、当該委託事業については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）において、平成17年限りで廃止された。

(2) 事業活動の状況

日税協は次のような事業を行っている。

- イ 受注事業
各国税局（所）から一般競争入札に付された記帳指導等の税務関連事業を受注している。
- ロ 刊行物の発行
税制改正の内容を解説した「改正税法のすべて」を発行している。
- ハ 広報事業
税を考える週間、確定申告期における各種行事に協賛している。

3 全国青色申告会総連合

(1) 組織の状況等

イ 組織の概要

全国青色申告会総連合（以下この節において「全青色」という。）は、署単位の

第一種会員、市単位の第二種会員、町村単位の第三種会員の各青色申告会により構成されており、各都道県単位の連合会（県連）が結成され（大阪国税局を除く。）、国税局単位の連合会（ブロック連合会）が置かれている（沖縄県は南九州ブロックに含まれる。）。

なお、青色申告会の中には、全青色に加入していない会もある。

ロ 組織の状況

小売業等の流通形態の変化、少子高齢化による後継者不足などにより、小規模な個人事業者が減少していく中、青色申告会の会員数も年々減少し、財政的に厳しく、青色申告会の組織基盤の弱体化も否めない状況である。また、多くの青色申告会が商工会・商工会議所の併設会となっているため、市町村合併に伴う商工会・商工会議所の再編により、青色申告会の組織の見直し等は急務の課題となっている。

なお、平成20年11月末現在、全国で85の青色申告会・県連が社団化しているが、平成20年12月に施行された新たな公益法人制度を踏まえた、青色申告会の組織のあり方についての議論を進め、変化に対応した組織の再構築を図ることが喫緊の課題である。

(2) 事業活動の状況

イ 会計ソフトの推進による複式簿記の普及

全青色では、平成5年分から導入された青色申告特別控除の適用を推進するため、その適用要件である正規の簿記の原則に従った記帳（一般的には複式簿記）の普及に努め、平成7年には、複式簿記の初心者やワープロ初心者でも容易に消費税対応までも可能にしたワープロ用会計ソフトを新たに開発した。

その後、インターネット等に代表されるIT分野の急速な進歩により、全青色でも、平成13年1月には、パソコン用会計ソフトを開発、平成19年分確定申告からは、直接e-Taxに申告書等データが送信できるようにシステムを修正し、効率的な指導相談体制を確立するなど、ITを活用するための環境整備を図っている。

ロ 改正消費税への対応

平成15年度の税制改正により、消費税の課税事業者免税点が課税売上高3,000万円超から1,000万円超に引き下げられたことに伴い、全青色では会員向けに消費税を解説したテキスト・ビデオを作成し、広報指導活動を行った。

ハ e-Taxの普及・利用推進

全青色では、国税庁からのe-Taxの普及に向けた協力要請を受け、平成18年度の事業活動基本方針において、e-Taxの普及を最重点事業と位置づけ、会員等に対してe-Taxの利用に関する積極的な広報に努めるとともに、各青色申告会の事務職員を対象としたe-Taxの研修会を全国で開催するなど、e-Taxの積極的な利用に向けた環境の醸成を図っている。

4 全国法人会総連合

(1) 組織の状況

全国法人会総連合（以下この節において「全法連」という。）は、平成20年12月末現在で、会員数約104万社（加入率49.3%）、法人会数483会（県連41会、単体会442会）となっており、平成4年12月にすべての法人会が社団化を達成しているほか、平成8年9月に全単体会青年部会、平成16年9月全法連女性部会連絡協議会が設置されている。

(2) 活動の状況

全法連は、税務当局との連絡協調の下、全国各法人会の中軸となって税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的としている。

この目的を達成するため、全法連は、全国の都道府県連、単体会と一致協力して、法人会の会員の増強と組織の強化を図りつつ、次のような活動を行っている。

イ 研修活動

税務や企業経営、e-Tax普及のための施策等に関する研修会の開催、研修用教材の作成・配付

ロ 広報活動

機関誌「ほうじん」等の発刊、税に関する広報活動の実施

ハ 税制改正要望

毎年税制に関する会員企業の要望を取りまとめ、「税制改正要望書」として、国税庁、財務省、政府税制調査会、各政党等に提出

ニ 福利厚生活動

会員企業の福利厚生に資するため、経営者大型保障制度等の各種保険を取り扱っている。

ホ その他

当面の重点施策として租税教育活動・地域社会貢献活動などに取り組んでいる。

参考

(全法連の歩み)

昭和29年 全法連創立
昭和31年 税制改正要望全国大会開始
昭和41年 機関誌「ほうじん」刊行
昭和50年 財団法人設立許可、会員数50万社達成
昭和62年 会員数100万社達成
平成4年 全法人会社団化達成
平成8年 地域社会貢献運動開始、青年部会全単体会設置
平成16年 全法連創立50周年、全法連女性部会連絡協議会の設置

5 酒類業組合

(1) 制度の概要

酒類業組合は、酒類業組合法に基づいて、酒類製造者又は酒類販売業者が、酒税の保全への協力及び共同の利益を増進する事業を行うため、税務署単位（2署以上単位を含む。）、都道府県単位（2府県以上単位を含む。）及び全国単位で組織されている。

なお、酒類業組合は法人とし、(イ)営利を目的としないこと、(ロ)組合員が任意に加入し、又は脱退することができること、(ハ)組合員の議決権が平等であることを原則とするとともに総会を最高の議決機関とし、業務の執行は、理事会が決することとなっている。

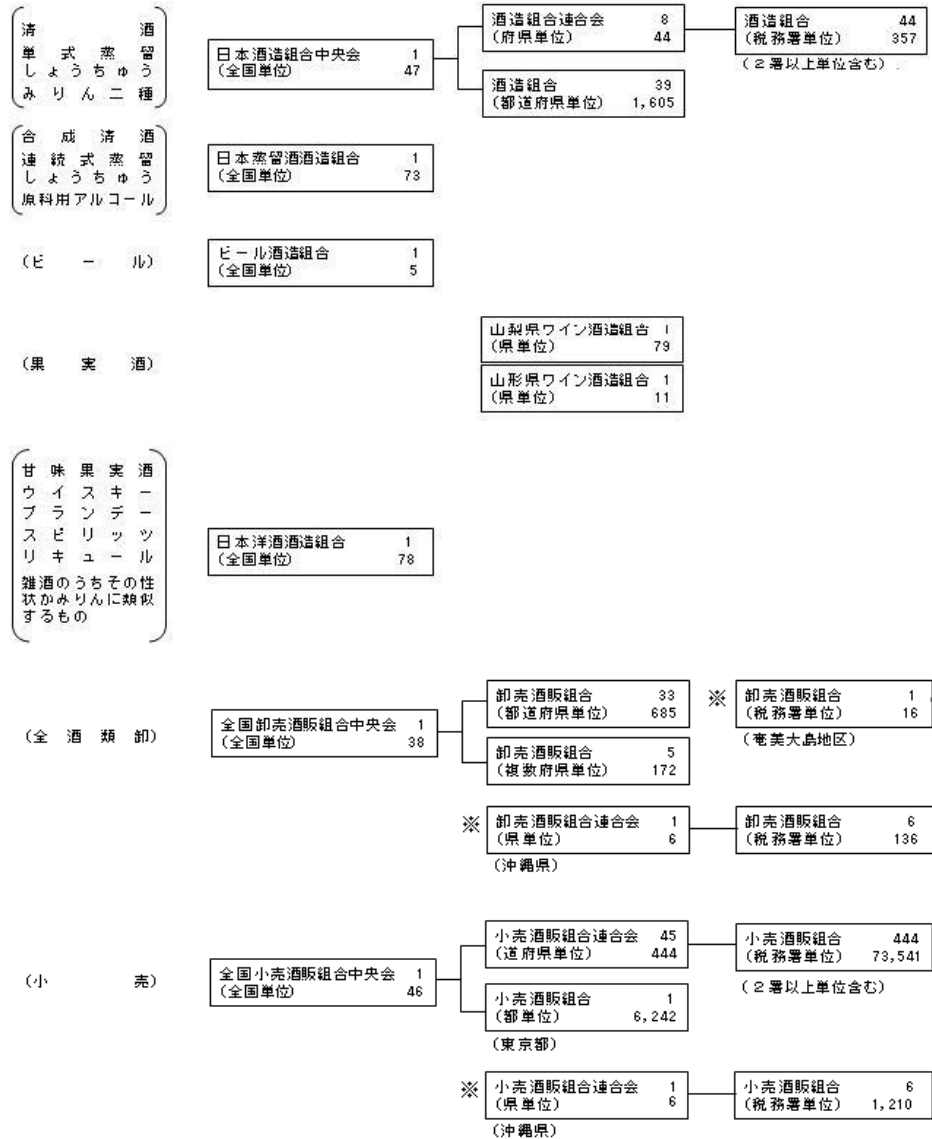
(2) 酒類業組合の現況

酒類業組合は、次表のとおり組織されており、具体的には、(イ)国が組合員へ行う通知の伝達、(ロ)その他国の行う酒税の保全措置に対する協力、(ハ)組合員が購入する原材料等のあっせん、(ニ)組合員の福利厚生に関する施設、(ホ)組合員の事業の経営合理化や技術の改善向上を図るための教育、(ヘ)情報提供に関する施設、(ト)組合員が販売する酒類の販売増進のための広報宣伝等の事業を行っている。

平成21年3月31日現在、全国単位で6、都道府県単位で135、税務署単位で501組織されている。

酒類業組合の構成図

(平成21年3月31日現在)



(注)1 各欄の計数は、上段が組合数、下段が組合員（会員）数である。

2 ※は、各中央会における準会員である。

6 全国間税会総連合会

(1) 設立の経緯

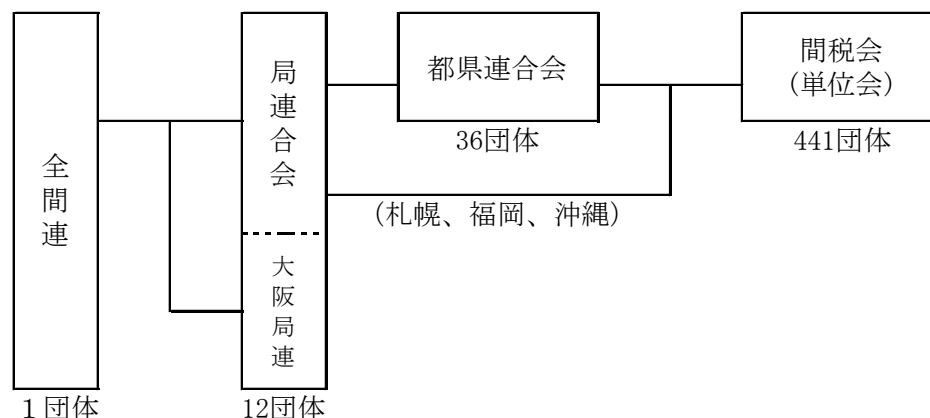
間接税関係の納税協力団体は、第2次世界大戦後の混乱期の中で、納税秩序の確

立を目的として、昭和22年ごろから現在の東京国税局管内を中心に税務署単位の団体として逐次結成されてきていたところ、昭和37年に間接税について申告納税制度が導入されたことを契機として、昭和39年ごろから昭和40年にかけて、全国的に自主納税の推進を目的とする納税協力会の組織化が進んだ。この間、各地で結成された協力団体相互の連絡協調による強力な活動基盤の確立を目的とし、上部団体の組織化が進められ、昭和48年4月に間接税関係納税協力団体の全国組織として全国間税協力会総連合会が結成された。

その後、平成元年9月には、消費税の導入及び物品税等の個別間接税制度の廃止という間接税制度の改革を機に、消費税を中心とする長期的に安定した間接税制度の確立を目指して全国間税会総連合会（以下この節において「全間連」という。）に改組し、消費税の課税事業者を中心とする会員構成に移行の上現在に至っている。

全国間税会総連合会の組織

（平成21年4月1日）



(2) 組織の現状

平成21年4月1日現在、全間連は、その直接の構成母体である各国税局（所）ごとに結成された12の連合会をはじめ、傘下に489団体、会員数約9万3千者を擁している。

(3) 活動の状況

全間連は、消費税完納運動・納税資金備蓄運動や、クリアファイル「世界の消費税」の配布など、広く国民各層に対して消費税の広報周知活動を展開し、消費税の定着に貢献してきている。特に、平成15年度の税制改正においては、事業者免税点制度の適用上限引下げにより新たな課税事業者の大幅な増加が見込まれたことから、制度の円滑な定着に向け、いわゆる「一声運動」の推進や各種媒体を利用した広報、非会員をも取り込んだ研修会・説明会の実施、経理帳簿の無料配付などの各種活動を行った。その後も消費税の一層の定着に向けた活動を行うとともに、e-Tax

の普及・促進に向けた研修・説明会の実施といった活動にも積極的に取り組んできている。

また、過去14次にわたる海外税制視察団を派遣し、付加価値税を中心とした税制の調査を行い、日本における間接税体系の将来あるべき姿を提言している。

7 全国納税貯蓄組合連合会

(1) 組織の状況

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）に基づき、納税資金の貯蓄を通じて、租税の期限内完納を推進することを目的として組織された団体であり、平成21年3月末現在の組合数は、全国で約5万4,000組合となっている。

(2) 活動の状況

納税貯蓄組合は、振替納税の普及や消費税期限内納付推進運動などを通じた期限内納付の推進を図っており、その方策として「振替納税推進の街宣言」、「消費税期限内完納推進の街宣言」、「消費税積立預金の商品化への働きかけ」を実施し、租税の自主納付体勢の確立に多大の効果を挙げている。

また、平成15年度に利用が開始されたe-Taxの利用拡大に向け、振替納税を勧奨する場合には電子納税制度についても紹介する「一声運動」や「電子申告・納税推進の街宣言」等のキャンペーンを実施することにより、振替納税制度の利用促進活動と併せて普及活動を推進している。

更に、租税教育の推進を積極的に実施しており、特に中学生の「税についての作文」の募集状況は、平成11年度においては、約5,900校、40万編の応募であったものが、平成20年度には、約7,100校、51万編を超える応募があり、次代を担う若年層に対する正しい税知識の啓蒙に多大の貢献をしている。

こうした活動のほか、納税貯蓄組合法が施行されてから50年目及び55年目に当たる平成13年及び平成18年には、全国納税貯蓄組合連合会が主体となって、全国各地で記念行事を行った。更に、平成20年は、全国納税貯蓄組合連合会創立50周年の記念行事が行われた。

8 納税協会連合会

(1) 組織の概要

財団法人納税協会連合会（以下この節において「納税協会連合会」という。）は、大阪国税局管内にある83納税協会の業務の連絡・調整と統一的事業の円滑な遂行を図るために結成された連合体である。

納税協会は、個人・法人、青色申告・白色申告等を問わず、すべての納税者を対象とした大阪国税局独自の納税者団体として、税務署の管轄区域ごとに設立され、幅広い事業活動を展開している。

(2) 活動の状況

納税協会連合会は、税務当局との連携協調の下、本会を中軸に全納税協会が税知識の普及に努め、適正な申告納税制度の確立と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営の健全な発展と明るい地域社会の建設に貢献することを目的としている。

この目的を達成するため、平成11年度から平成20年度までの間において次のような活動を行った。

イ ラジオ・新聞・インターネット等を活用した納税協会活動のPR

ロ 機関誌「納税月報」、税の広報誌「税金ア・ラ・カルト」等の発行による税知識の普及活動

ハ 「パソコン会計教室」、「簿記教室」、「e-Tax研修会」、「租税教室」の開催など納税協会との共同事業の企画と推進

ニ 租税教育用資料の作成、各種税法説明会用ビデオ・DVDの制作及び税務広報用パンフレット・ポスターの作成・配付

ホ 税務参考図書の刊行

ヘ 税法研修・経営研修等の各種研修会の実施

ト 国内外の税制の研究と税制に関する関係各方面への建議（昭和44年度から毎年、会員等に対して税制アンケートを実施し、税制改正要望を取りまとめて政府税制調査会、関係官庁などに「税制改正要望書」を提出している。）

チ 「税に関する論文」募集（平成17年度から毎年、租税等に関する研究の奨励及び研究内容の向上並びに学術研究の助成に寄与すること等を目的として実施している。）

以上の事業のほか、納税協会連合会では、会員の福利厚生の実施と納税協会の財政基盤の確立に資するため、民間保険会社との連携による経営者を対象とする定期保険等への加入制度（経営者大型総合保障制度及び経営者退職年金制度等）を実施している。

第2節 地方公共団体

1 国税当局と地方公共団体との税務行政運営上の協力関係の推進

国税当局と地方公共団体との税務行政運営上の協力関係については、国税及び地方税を通じて税務行政の簡素化と納税者の負担の適正公正を図る観点から、昭和29年に国税庁と自治庁との間で、相互協力に関する了解事項が締結され、その推進に努めてきたところである。

その後の税務行政の進展に伴い、税務行政の効率化と適正、公平な税務執行の確保のため、更に一層の協力関係が必要であるとの認識の下、①所得税還付申告書等の市町村における收受、②所得税の納税相談の協力及び、③税務調査を充実させるための資料情

報の収集、交換等について、昭和57年に新たな了解事項が締結された。この了解事項の趣旨に基づき、昭和58年の所得税確定申告からは、所得税の申告書に市町村閲覧用写しを追加する措置を講じた。

更に、平成9年4月の地方消費税の導入に当たって、同年3月に国税庁と自治省との間で新たな了解事項を締結し、地方消費税の賦課徴収等についての協力事項を盛り込むとともに、従来からの協力関係の一層の推進についての確認を行った。

2 税務協議会を活用した協力関係の推進

協力関係の具体的な推進に当たっては、局署に設けられている税務協議会等の場を活用して、地方公共団体と十分協議を行い、その地域の実情に沿いつつ、この了解事項等の着実な実施を図り、現行制度の下で可能と思われる最大限の協力を行うこととしている。

第3節 表彰

1 叙勲と褒章

(1) 叙勲

昭和21年5月3日の閣議決定により一時停止されていた生存者叙勲は、池田内閣時代の昭和38年7月12日の閣議決定により昭和39年から再開されることとなった。

国税庁関係の叙勲候補者の推薦は、納税功労・税理士功労・酒類業振興功労・税務行政事務功労の4分野にわたっており、納税貯蓄組合、青色申告会、法人会などの民間税務協力団体の活動を通じて、納税に功労のあった人たち、税理士会の枢要な地位にあって税理士業界の発展に尽した人たち、酒類業団体のリーダー等として酒類業界の発展に功績のあった人たちが受章者として選ばれているほか、長く税務行政に携わって功労のあった人たちもその功績に従って勲章を受章している。

平成11年から平成20年までの間の分野別の受章者の数は、次のとおりである。

勲章受章者数

年 \ 分野	納税功労	税理士功労	酒類業振興功労	税務行政事務功労	計
平成	人	人	人	人	人
11	9	5	8	67	89
12	10	5	10	67	92
13	20	6	13	67	106
14	17	8	7	68	100
15	22	11	4	68	105
16	24	8	9	68	109
17	24	4	6	67	101
18	18	6	5	65	94
19	25	6	4	66	101
20	16	4	0	65	85

(2) 褒章

現在、褒章には6種類のものがあるが、国税庁関係で推薦されるのは、黄綬褒章（業務に精励し、衆民の模範たるべき者に賜う。）、紫綬褒章（学術芸術上の発明改良創作に関し、事績著明なるものに賜う。）、藍綬褒章（…農商工業の発達に関し、公衆の利益を興し成績著明なる者又は共同の事務に勤勉し労功顕著なる者に賜う。）の3種である。

褒章制度は、昭和30年1月の衆議院決議を基に拡充が図られたが、特に、黄綬褒章と紫綬褒章は、この年に同決議の趣旨に従って増設されたものである。

平成11年から平成20年までの間の分野別の受章者の数は、次のとおりである。

褒章受章者数

分野 年	納税功労	税理士功労		酒類業功労		合計		
	藍綬	藍綬	黄綬	藍綬	黄綬	藍綬	黄綬	計
平成	人	人	人	人	人	人	人	人
11	2	3	10	2	17	7	27	34
12	1		13	1	17	2	30	32
13	1		8	3	24	4	32	36
14	1	1	9	3	18	5	27	32
15	1	1	8		17	2	25	27
16	1		8	6	17	7	25	32
17	1	1	2	9	14	11	16	27
18	1	4	4	4	15	9	19	28
19	1	2	4	5	7	8	11	19
20	1	3	0	4	7	8	7	15

2 納税表彰

納税表彰は、国税の申告と納税及び租税教育等に関して、功績顕著な者を顕彰することにより、広く納税思想の高揚等に資することを目的とし、その功績の程度に応じ、財務大臣、国税庁長官、国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下この章において同じ。）及び税務署長が表彰を行っている。

平成11年度から平成20年度までの間の納税表彰の受表彰者数は団体数では7団体、個人数では2万4,961者となっている。この内訳をみると財務大臣表彰が445者、国税庁長官表彰が758者、国税局長表彰が3,401者及び税務署長表彰が2万364団体・者となっている。

3 感謝状の贈呈

(1) 昭和48年度以降、国税の調査・取締りの実施に関し各種協力のあった部外の個人又は団体のうち、特に功績が顕著な者に対して、国税庁長官又は国税局長から感謝

状を贈呈し、その労に報いることとしている。

平成11事務年度（平成11年7月1日～平成12年6月30日）から平成20事務年度（平成20年7月1日～平成21年6月30日）までの長官感謝状の贈呈団体は269団体であり、局長感謝状の贈呈団体は747団体である。

- (2) 酒類業組合の健全な発展のため努力するとともに酒税の保全に貢献した酒類業組合の役員等に対し、財務大臣（平成12年以前は大蔵大臣）、国税庁長官、国税局長及び税務署長から、酒類業組合法の施行後、10、15、20、25、30、35、40、45、50、55周年の5年（大臣感謝状については10年）ごとに感謝状を贈呈している。

なお、平成15年11月（50周年）及び平成20年11月（55周年）の贈呈者数は次のとおりである。

(50周年)

財務大臣感謝状	7人
国税庁長官感謝状	43人
国税局長感謝状	323人
税務署長感謝状	1,694人

(55周年)

国税庁長官感謝状	27人
国税局長感謝状	217人
税務署長感謝状	1,228人